

# 平成23年度事業計画

## 第1 事業計画の基調

本会は、労働安全衛生法第87条に基づき、昭和58年4月1日に設立された労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを会員とする社団法人である。平成23年度は設立29年目を迎えた。

平成20年12月1日から施行された公益法人改革3法により、本会は「特例民法法人」に位置付けられており、平成24年11月31日までに新法に基づいた法人への移行が求められている。本総会において新定款の承認を得、その後諸課題を処理して今年度中の「一般社団法人」への移行認可を目指している。

また、厚生労働省省内仕分けによる従来の受託事業受注者への締め付けが厳しさを増し、受託事業受注が非常に困難を呈している状況である。

このような状況に鑑み、平成23年度は、次の事項を重点として事業を推進することとする。

- 1 公益法人改革に対する対応
- 2 財政基盤の確立
- 3 地方組織の充実活性化を図る
- 4 労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度の更なる推進
- 5 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進
- 6 研修、情報・資料提供等の充実
- 7 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務の適正な実施

## 第2 事業計画の内容

### 1 公益法人改革への対応

公益法人改革3法は、平成20年12月1日から施行された。本会は同法により「特例民法法人」の立場に置かれており、同法の施行後5年以内に新しい法令に基づいた法人となるための手続きをしなければならないことになっている。

本会は、このことに関連して、平成21年度総会において「公益社団法人を目指す」こ

とが決定している。

しかし、その後の検討及び関係各方面との折衝の結果から、① 本会の業務の実態及び経理状況から見ると、公益社団法人の認定を受けるためにはいくつものハードルがあること、② 労働安全衛生法第 87 条の定める名称独占の認められている法人の目的と公益社団法人とは必ずしも一致しないこと、③ 一部会員から要望の強い「会として積極的に仕事を取る（受注する）」ことは、新法における公益社団法人の要件を益々厳しくするものである。

これらのことを考慮すると、「公益社団法人を目指す」を念頭に置きつつも、当面、「一般社団法人へ移行」することとし、本年度は新法人移行への定款変更とその後の諸課題を処理し、移行の申請を目指すことになる。

## 2 財政基盤の確立

従来から事業計画の重点として取り上げているところであるがさらに一層の努力をかさねることとする。

- (1) 第 38 回（平成 22 年度）試験合格者 278 名（安全 146 名、衛生 132 名）に対し、入会勧奨を積極的に行うとともに、未入会者の入会促進を図る。
- (2) 第 2 種賛助会員の入会を積極的に勧奨する。

## 3 地方組織の充実活性化

- (1) 公益法人改革 3 法による「一般社団法人」を目指すことに合わせて、支部組織の検討を行い、必要に応じて支部設置規程等の見直しを行う。
- (2) ブロック又は支部主催による地域の実情に即した研修会の開催を勧奨する。

## 4 生涯研修制度の推進

「新生涯研修の手引き」の円滑な推進を図り、生涯研修登録者の増加を図る。

## 5 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に係る労働安全/衛生コンサルタント活動の促進

- (1) 「第 17 回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」の実施

「第 17 回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、労働安

全・労働衛生コンサルタント活用の促進を図る。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進

「システム評価員登録制度」「システム監査員登録制度」を推進して、会員のOSHMS構築指導又はシステム監査活動の促進を図る。

(3) 優良安全衛生診断事例の募集

労働安全・労働衛生コンサルタント活用のメリットを一般に周知し、かつ、安全衛生診断のレベルの向上を図るため、前年度に引続き、優良安全衛生診断事例を会員から募集する。

6 研修等の充実

定例の研修・講習会の充実を図る。

- ① 労働安全研修会
- ② 労働衛生研修会
- ③ 登録時研修会
- ④ リスクアセスメント研修会
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム（担当者）研修会
- ⑥ 労働衛生工学基礎研修会
- ⑦ 労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修会
- ⑧ 労働安全コンサルタント受験準備講習会
- ⑨ 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
- ⑩ 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験対策講習会
- ⑪ 労働安全コンサルタント（土木・建築）口述試験対策研修会
- ⑫ 労働安全衛生関係法令基礎研修会
- ⑬ 爆発・火災に係るリスクアセスメント研修会

①から④まで及び⑬の研修会は、東京及び大阪の2箇所で開催する。その他のものについては東京で開催する。

⑤については平成20・21年度に中央労働災害防止協会と共催で行ったところであるが受講者数の減少により平成22年度は開催を見送った。今年度は、コンサルタント会独自で開催を予定している。

⑫については、平成22年度の新規研修で今年度も引続き開催する。

⑬については、研修委員会での提案により、新規に実施する。

## 7 新規事業開発の検討

### (1) 新規出版物刊行の検討

### (2) 新規研修・講習会開催の検討

6-⑬に示した「爆発・火災に係るリスクアセスメント研修会」を今年度下半期に開催する。

### (3) J I S H A方式OSHMS評価認定機関に参入の可否の検討

認定機関の必須要件である有資格者の配置について、資格取得費用、又、本会の費用により個人資格を取得する等の問題点があり、検討を続けている。

## 8 国際化への対応

従来どおり、国際関係情報を収集し、海外における安全衛生団体等との交流を検討する。

## 9 行政施策に対する協力

### (1) 厚生労働省委託事業の受託の確保に努力し、当該事業を円滑に実施する。

昨年10月の厚生労働省省内仕分けの席上、仕分け人から同種事業を長年受託している者に引き続き委託することは控えるようにとの強い指導があり、平成23年度分のリスクアセスメントに関する事業の入札を見合わせた。

また、他の委託事業についても入札、あるいは他社落札事業への本会コンサルタント活用の働きかけを行っているが、4月時点で受注には至っていない。

そのような状況の中、今後も受注活動を積極的に行い、落札に結びつける努力を継続する。

### (2) 「計画の届出免除事業者認定制度」等に積極的に参加し、労働安全/衛生コンサルタント活動の促進を図る。

## 10 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務

前年度に引続き、労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務を、適正、確実かつ

公正に実施する。

尚、厚生労働省の事業仕分けにより、本会が登録事務を実施する今年度限りとなる。

#### 11 事務局体制の充実

1の公益法人改革に対応して、新法に基づく法人認可を得るためには多大な事務量を要することが想定される。そのための事務局体制の整備を行う。